

広報はちまんたい

hachimantai

3

Mar. 2013

No.170

お知らせ版

福祉サービスの窓口や対象が 4月から一部変更となります



市は、さまざまな福祉サービスの提供を行っています。平成25年4月から、新たに市が窓口となるサービスや、法律の改正により利用対象が拡大となる制度がありますので、紹介します。詳しくは、市役所地域福祉課障がい福祉係（☎・内線1166〜1168）、または健康福祉課健康推進係（☎・内線1172）まで。

育成医療と養育医療の窓口を担当

これまで都道府県が申請窓口となっていた育成医療と未熟児養育医療について、4月から市が窓口になります。新規で申請する人や既に認定を受けている人も、市町村が窓口となります。

■育成医療とは

「身体に障がいのある18歳未満の児童」に対する医療費の公費負担制度です。認定されると、その障がいに関する治療（手術など）について窓口での自己負担金が総医療費の1割となり、ひと月あたりの負担上限額も設定されます（担当⇨地域福祉課障がい福祉係）。

■未熟児養育医療とは

身体の発育が未熟な状態で出生し、入院医療が必要な乳児に行われる医療給付制度です。自己負担金の一部を公費で負担します（担当⇨健康福祉課健康推進係）。

福祉サービスの対象に難病を追加

4月から障害者自立支援法は、障害者総合支援法に変わります。これに伴い、難病などの診断を受けている人が、障害者総合支援法による障害福祉サービスの利用対象者に加わります。

■追加対象者

筋萎縮性側索硬化症やパーキンソン病など、障害者総合支援法に定める130疾患のいずれかの診断を受けている人

難病の診断を受けている人が、障害福祉サービスを利用するためには、対象疾患の診断を受けていることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証など）が必要です。証明書を持参のうえ、地域福祉課障がい福祉係に申請してください。申請後、聞き取り調査などを行ったうえで、支給を決定します（利用できるサービス内容は身体状況などによって異なります）。

各課からのHOT LINE

投票区等見直し(素案)に意見を募集

市選挙管理委員会では、市内44投票区および投票所の見直しを検討しており、見直しにあたって皆さんからの「投票区等見直し(素案)」に対する意見を募集します。

概要については、行政連絡員・班長を通じてお知らせする「投票区等見直し(素案)【概要版】」をご覧ください。

■資料の閲覧場所 市選挙管理委員会事務局(総務課内)、松尾総合支所地域振興課、安代総合支所地域振興課、市ホームページ

■受付期間 3月22日(金)から4月11日(木)まで

■提出方法 ①郵送(〒028-7192 大更35-62、市選挙管理委員会事務局)、②ファクス(75-0469)、③電子メール(senkan@city.hachimantai.lg.jp)のいずれかで提出願います(様式は任意のもの)。※意見などは、住所・氏名・電話番号など連絡先を明記し、日本語で記入してください。これらの記入がない場合、提出意見書として取り扱いできません。

■意見の公表 提出された意見は、市選挙管理委員会の考え方を付記し、その内容を公表する予定です(氏名などは公表しません)。

詳しくは、市選挙管理委員会事務局(☎・内線1226)まで。